

地上デジタル放送 Q & A

(平成20年12月改訂)

地上デジタル放送全般について	1
受信・視聴について	3
録画について	6
ケーブルテレビ・共聴施設について	7
ワンセグ・カーナビについて	9
その他	10
(参考)	
地上デジタル放送に関するお問い合わせ先	14

総 務 省

地上デジタル放送全般について

問1 なぜ、地上テレビ放送をデジタル化するのですか？

地上テレビ放送のデジタル化により、ハイビジョンによる高画質・高品質な映像・音声サービスその他の今までにない高度で多彩なサービスの提供が可能となります。

また、アナログ放送に比べ、電波の有効活用が図られることから、地上デジタルテレビ放送への完全移行後には、それまで地上アナログテレビ放送に使っていた周波数の一部を携帯電話や新たな無線サービスなどに利用できることとなり、周波数の混雑の緩和に資するとともに関連産業への大きな経済波及効果も期待できます。

イギリスやアメリカ等の諸外国でも、地上デジタルテレビ放送が開始されており、放送メディアをデジタル化することは世界の潮流となっています。

こうしたことから、地上テレビ放送のデジタル化が進められているところです。

問2 デジタル化によって空いた周波数はどのような用途に利用するのですか？

総務大臣の諮問機関である情報通信審議会の答申においては、周波数が逼迫している携帯電話等の通信サービス、安全・安心のための通信、移動体向けの新たな放送サービスに対して周波数を割り当てるとしており、具体的には現在検討が行われているところです。

安全・安心のための通信のイメージは、例えば、見通しの悪い交差点において車と車の通信によって出会い頭の衝突事故を回避したり、救急患者の映像情報等を救急車と病院との間で通信したりといったものであり、我々の安全で安心な生活を確保してくれるものと期待されています。

問3 地上デジタル放送は現状のアナログ放送と何が違うのですか？

映像や音声を0と1のデジタル信号に置き換えて送信することがデジタル方式です。

デジタル方式に変わることにより、これまでのアナログ方式と比べて、ゴーストや雑音のない映像と音声の受信が可能となります。

また、デジタル化により、高画質・高品質なハイビジョン放送、いつでも必要な情報が得られるデータ放送、視聴者の皆様が番組に参加できる双方向サービス、携帯端末向けのワンセグサービスなど今までにない高度で多様な放送サービスが可能となります。

問4 今のアナログ放送はいつまで見ることができますか？

2011年（平成23年）7月24日までに地上アナログテレビ放送を終了し、地上デジタルテレビ放送に移行することになっています。

したがって、それまでに地上デジタル放送対応テレビの購入等、地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境へ移行していただくことが必要となります。

問5 アナログ放送は2011年（平成23年）7月に全国一斉に停波するのですか？

地上アナログテレビ放送は、2011年（平成23年）7月24日までに終了されますが、その具体的な終了の手法については、海外の事例も参考にし、国において今後具体的に検討が進められる予定です。

なお、アナログ放送が終了するということを国民に明確にご理解いただくとともに、アナログ放送終了にあたっての諸課題を抽出し、必要な対応を明らかにするために、アナログ放送終了のリハーサルを2009年度内（平成21年度内）に実施したいと考えています。

問6 海外においてもアナログ放送を停波するのですか？

既にスウェーデン、フィンランド、オランダ、スイス、ドイツにおいてはアナログ放送を停波しています。

今後も、アメリカ、スペイン、カナダ、フランス、イギリスと、2011年前後に主要各国においてアナログ放送を停波する予定です。

問7 地上デジタル放送は有料ですか？

現時点では、民間放送は今までどおり無料放送によりサービスを提供しています。

また、NHKの受信料に関しては、現在既に契約されている方は、新たに契約を行う必要はありません。

問8 2011年（平成23年）にアナログ放送を終了することはどのように決めたのですか？

2001年（平成13年）の電波法改正により、アナログテレビ放送による周波数の使用は10年以内に停止することになりました。これを踏まえて作成された放送用周波数使用計画（チャンネルプラン）などで、その使用期限を2011年（平成23年）7月24日と規定されました。これによりアナログ放送は2011年（平成23年）7月24日までに終了することになりました。

問9 アナログ放送の終了は国が決めたのですから、受信機やアンテナにかかる費用は、国が負担するべきではありませんか？なぜ、視聴者自身が負担しなければならないのですか？

テレビを受信するための受信機やアンテナについては、これまでも視聴者の方に負担いただいているところです。地上デジタル放送についても、2001年（平成13年）にアナログ停波のスケジュールを決定の上周知を開始しましたが、2011年（平成23年）までの間に計画的に地上デジタル放送対応の受信機への買換等のお願い及び周知を行っているところです。

ただし、経済的に困窮度が高い世帯に対しては、必要最小限の支援を行う方向で現在検

討が行われています。

問10 地上デジタル放送に関する周知・広報が不十分ではありませんか？

地上テレビ放送のデジタル化を進めるにあたっては、視聴者の方々に、デジタル化の意義やスケジュールを正しくご理解いただくことが重要であると考えています。

このため、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者が協力してテレビコマーシャル、ポスター・パンフレット等の作成・配布等によって地上デジタルテレビ放送についての周知広報活動を進めているところです。

NHK及び民放においては放送番組における周知広報の取組を強化しており、また、2008年（平成20年）7月からは「アナログ」の表示を開始したところです。

今後とも関係者が連携してこれらの活動を強力に推進していきたいと考えています。

受信・視聴について

問11 今のテレビは使えなくなるのですか？

現在ご使用中の地上アナログテレビ放送のテレビでも、デジタルチューナーを使用することにより、地上デジタルテレビ放送を視聴することが可能です。

また、別途UHFアンテナが必要になる場合もありますので、詳しくはテレビを購入された販売店にお問い合わせください。

問12 デジタルチューナーの販売価格を教えてください。

メーカー、販売店、機能によって異なりますが、現在の販売価格は1万円～数万円程度が一般的です。

ただし、ハイビジョンやデータ放送といった機能への対応は機種によって異なりますのでご注意ください。

問13 国の支援について新聞報道がなされていますが、デジタルチューナーやアンテナを国や自治体が補助してくれることはあるのですか？

地上デジタル放送を御覧いただくための費用は、視聴者の方々御自身において御負担をいただくことが原則です。

ただし、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、2009年度（平成21年度）から、NHKの放送受信料全額免除世帯（災害被災者を除く）に対して、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる簡易なチューナーを無償給付するほか、戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯については、室内アンテナを無償給

付又はアンテナ等の無償改修などを行う予定です。

なお、独自の支援策を講じている自治体もあるようですが、現在のところ事例は非常に少ないのが現状のようです。

問14 デジタル放送を視聴するためには何が必要になりますか？

地上デジタルテレビ放送対応テレビの使用や、現在ご使用のアナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付けることにより視聴が可能となります。

ただし、この場合UHFアンテナが別途必要な場合があります。

また、ケーブルテレビに加入することにより視聴する方法もあります。ケーブルテレビでの受信方法については、ケーブルテレビ連盟又はお住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者にお問い合わせください。

問15 アンテナは特別なものが必要ですか？

地上デジタル放送を視聴するためにはUHFアンテナが必要となります。アナログ放送を視聴するために既にUHFアンテナを使用している場合は、一般的にはそのままデジタル放送を視聴することが可能です。

なお、別々の方向にある複数の送信所からの地上デジタル放送を視聴する場合は、それぞれの方向に向けたUHFアンテナが必要です。

ただし、UHFアンテナを使用している場合でも、新たに放送が開始される地上デジタルテレビ放送の放送周波数(チャンネル)帯域に対応していないアンテナ、ブースター等の場合には、対応したUHFアンテナ、ブースター等への取り換えが必要になります。詳しくは、お近くの電器店にお問い合わせ下さい。

問16 アンテナの向きは今のままでいいのですか？

アンテナの向きについては、現在お住まいの地域のデジタル放送の送信所が、地上アナログ放送と同じ方向の場合は、そのままの向きで地上デジタル放送を受信できますが、送信所の方向が違う場合は、アンテナの向きを変えるか、もう一本地上デジタル放送用のUHFアンテナを設置する必要があります。詳しくは、お近くの電器店にお問い合わせ下さい。

問17 デジタル放送を視聴するためにはどのくらいの費用がかかりますか？

デジタル放送を視聴いただくには、受信機のご購入が必要です。

受信機には、デジタルテレビ、デジタルチューナー、デジタルレコーダー（録画機）、ケーブルテレビ用STB（セットトップボックス）等があります。

受信機の価格は画面サイズ、搭載機能によって異なります。

また、場合によっては、アンテナ、ブースター（増幅器）等の交換が必要になる場合があります。

詳しくは、お近くの販売店、メーカー、ケーブルテレビ事業者にお問い合わせ下さい。

問18 今、テレビの映りが悪い地域に住んでいますが、デジタル放送になればきれいに映るようになりますか。

地上アナログテレビ放送では、放送の電波が視聴者のお宅に届くまでの間に、電氣的な雑音で画質や音質が劣化したり、高い建物や山等の影響による遮蔽、又は反射波により画像が2重3重になって見えるゴースト障害が生じたりしました。

これに対して、地上デジタルテレビ放送は、電氣的な雑音の影響を受けにくく、ゴースト障害に強い方式を採用しているため、安定した受信が可能になります。

このため、現在ゴースト障害等で地上アナログテレビ放送の受信状況(映り具合)が悪い地域でも、当該地域の地上テレビ放送局のデジタル化により良好に受信できる可能性があります。

具体的なデジタル放送の受信の可否についてはテレビを購入された販売店にお問い合わせください。また、購入された販売店が不明の場合、お近くの販売店でも相談に応じますが、この場合は費用がかかりますことをご理解ください。

問19 自分の住んでいる地域ではいつから地上デジタル放送を視聴することができるようになるのですか？

地上デジタルテレビ放送は、関東・中京・近畿の三大広域圏で2003年（平成15年）12月に開始され、2006年（平成18年）12月までには全国の県庁所在地で放送が開始されました。2008年（平成20年）3月現在における視聴可能世帯は、約4,360万世帯（93%）にまで拡大しています。

なお、現在視聴できる地上デジタル放送のエリアのめやすについては、地上デジタル放送推進協会のホームページでご確認いただけます（<http://www.dpa.or.jp/>）。

今後の個別の中継局の放送開始時期については、総務省が「地上デジタルテレビ放送中継局ロードマップ」（http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/roadmap1.html）として公表していますが、具体的にお住まいの地域でいつから視聴できるようになるかについては、お住まいの地域の放送局までお問い合わせください。

問20 地上デジタル放送対応のテレビを買ったのですが、テレビが映りません。どうすればよいのですか？

いろいろなケースが想定されます。

まず、電波を受信可能であるにもかかわらずテレビが映らないケースです。これは接続不良やアンテナ等が地上デジタル放送に対応していないことが想定されます。

次に、電波を受信できないケースです。アナログ放送とデジタル放送では電波の特性が

異なるため、デジタル放送では電波が受信できなくなることがあります。また、複数の中継局からの電波が混信して受信ができないこともあります。

更に、共聴施設でテレビを視聴する場合には、その施設そのものを地上デジタル放送に対応させるための調整・改修等が必要となります。

まずはテレビを購入された販売店にお問い合わせ下さい。それでも対応できない場合は、「総務省 地デジ受信相談センター」にお問い合わせ下さい。

(※共聴施設で視聴されている場合は、[P 7](#)をご覧ください。)

問21 デジタル化は国の方針であり、デジタル放送を受信できない場合は、国の責任で見えるようにすべきではないですか？

アナログ放送とデジタル放送では電波の特性が異なるため、デジタル放送では電波が受信できなくなることがあります。また、複数の中継局からの電波が混信して受信ができないこともあります。地上デジタルテレビジョン放送が視聴可能となる世帯の目安については、市町村別に示したリストを総務省が「市町村別ロードマップ」として公表しています。

総務省では、放送事業者と協力してそのようなエリアの特定、そのような場合の対策及び支援策の検討を行い、2011年（平成23年）7月までには何らかの方法によってデジタル放送を視聴可能な環境を整備できるよう最大限努めていきたいと考えています。

なお、どうしても視聴できない残世帯については衛星セーフティネットによる暫定的な救済を考えています。

録画について

問22 今のビデオデッキで地上デジタル放送を録画できますか？

基本的には、現在ご使用のビデオデッキに地上デジタルテレビ放送対応テレビやチューナーを接続することで録画することが可能です。ただし、ハイビジョン録画できない機種では、録画・再生される画質は標準画質になります。詳しくはビデオデッキを購入された販売店にお問い合わせください。

また、購入された販売店が不明の場合、お近くの販売店でも相談に応じますが、この場合は費用がかかりますことをご理解ください。

問23 ハイビジョン番組をハイビジョンのまま録画するにはどうすればよいですか？

ハイビジョン画質で録画するには、ハイビジョン録画機能をもつブルーレイディスクレコーダー、DVDレコーダー、ハードディスクレコーダー、D-VHS等で録画する必要があります。ただし、DVDレコーダーとハードディスクレコーダーには、ハイビジョン録画機能があるものとないものがありますので、詳しくはメーカーにお問い合わせいただくか、販売店でご相談ください。

問24 ダビング10について教えてください。

地上デジタルテレビ放送では高画質な番組が大きな特徴のひとつですが、ダビングした高画質のDVDなどが不正に出回れば、番組の制作者や出演者などの権利が著しく侵害され、良質な番組の提供に支障をきたす結果を招くおそれがあります。こうしたことを防ぐため、デジタル放送にはコピー制御がかけられています。

このコピー制御のルールが「ダビング10（ダビングテン）」です。ダビング10では、録画機器のハードディスクに録画した番組を他の記録メディアに9回ダビングすることができますが、その後は、ムーブ（移動）だけ可能な状態となります。（10回目のダビングをしようとする、ハードディスクに録画された元の番組は消去されます。）

なお、ブルーレイディスクやDVD等の持ち運び可能な記録媒体へ直接記録した場合には、ダビング、ムーブともできません。

ケーブルテレビ・共聴施設について

問25 ケーブルテレビでもデジタル放送は見られますか？

ケーブルテレビでも順次地上デジタルテレビ放送の再送信を行っており、視聴は可能です。

ケーブルテレビでは、地上デジタルテレビ放送の電波をそのまま伝送する方式と周波数（チャンネル）等を変更して伝送する方式がありますので、詳しくは、ケーブルテレビ連盟又はお住まいの地域でサービスを提供しているケーブルテレビ事業者にお問合わせください。

問26 ケーブルテレビに加入しているのですが、デジタル契約に変えたら今まで見ていたチャンネルが見られなくなったのですが、どうしてですか？

ケーブルテレビ事業者が地上デジタル放送を再送信する場合、放送事業者の同意を得ることが法律上義務づけられています。このため、アナログ放送では放送事業者の同意を得て再送信しているチャンネルであっても、デジタル放送では同意を得られない場合など、一部のチャンネルが視聴できないことがあります。

問27 現在、集合住宅（マンションやアパート等）の共聴施設でテレビを見ていますが、地上デジタル放送も見られますか？

集合住宅の共聴施設で地上デジタル放送を視聴するためには、施設のデジタル化対応が必要になります。現在、共聴施設がどのような対応状況となっているかは、施設の管理・運用者にお問い合わせください。

（なお、施設の管理・運用者が、自らの施設のデジタル化対応状況等について確認する

場合は、メンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。)

問28 現在、受信障害共聴施設でテレビを見ていますが、地上デジタル放送になると電波障害がなくなり、個別受信ができるようになりますか？

現在、建造物等の障害対策による共聴施設でアナログ放送を視聴している地域でも、各世帯で地上デジタルテレビ放送のアンテナを建て、地上デジタル放送対応テレビまたは地上デジタルテレビ放送用チューナーを用意すれば受信できる場合もあります。

これは、地上デジタルテレビ放送は、建造物による電波の反射等の影響を受けにくく、画像が2重3重に映し出されるゴースト障害に強いOFDM方式を採用しているため、地上アナログテレビ放送の電波に比べ、ビル等建造物の影響を受けることが少なくなるからです。

ただし、地上デジタルテレビ放送も、地域の条件(電波の強さ：放送区域の外周地域(フリンジエリア)での建造物等の影響や地形等による弱電界地域等)によって受信できない場合もあります。詳しくは、メンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者、日本CATV技術協会、又は総務省テレビ受信者支援センターまでお問い合わせください。

問29 現在、受信障害共聴施設でテレビを見ていますが、管理者がデジタル改修に応じてくれません。どうしたら良いですか？

受信障害対策共聴施設の改修については、当事者間の協議により、それぞれ応分の負担により行っていただくことが原則です。

現在の放送電波の状況のみならず、共聴施設の設置時において当事者間でどのような契約がなされていたか等、施設により様々な事情もあると思われますので、そうした点も含めて当事者間で誠実にご協議をいただくようお願いいたします。また、デジタル改修の対応方法などの相談は総務省テレビ受信者支援センターまでお問い合わせください。

なお、協定書等がある場合はそれに基づいて協議してください。

問30 設置時から原因者のオーナーが変わっているのですが、誰と話したらよいでしょうか？

まずは、受信障害の原因となっている建造物等の所有者又は管理者にお問い合わせください。

問31 現在、共聴施設でテレビを見ていますが、デジタル化のための改修費用はどれくらいになりますか？

集合住宅(マンションやアパート等を含む)等の共聴施設は、放送されている電波をそのまま伝送する方式と、周波数等を変換して伝送する方式に大別できます。

改修の費用は、伝送方式、施設規模等により個々の設備で異なってきますので、具体的な改修費用についてはメンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。

問32 辺地共聴施設でデジタル放送を見るにはどうしたらよいですか？

辺地共聴施設の多くは、地上デジタル放送で使用するUHF帯の伝送ができない狭帯域の施設です。

そのため、デジタル放送を視聴するためには施設の改修が必要となりますが、その方法には大きく、

- ① 地上デジタル放送の周波数をミッドバンド帯に変換して伝送する方法
- ② 施設を全面改修して広帯域化を図る方法

などがあります。

具体的な施設の改修方法については、メンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。

問33 辺地共聴施設でデジタル放送をみるにはどれくらいの費用がかかりますか？

地上デジタル放送の周波数をミッドバンド帯に変換して伝送する方法か、施設を全面改修して広帯域化を図る方法かといった施設の改修方法に加え、現在の受信点を変更する必要があるかによって改修費用は大きく変わります。

具体的な改修費用についてはメンテナンスを行っている保守管理業者、施設を設置した工事施工業者又は日本CATV技術協会までお問い合わせください。

問34 辺地共聴施設のデジタル化する費用に関する公的補助制度はありませんか？

デジタル化に際して受信点の変更等施設の改修が必要になるなど、視聴者の負担が高額になる場合があります。その改修経費の1/2を国庫から補助する制度があります。

詳しくは、総務省の地方部局である地方総合通信局又は市町村までお問い合わせください。

ワンセグ・カーナビについて

問35 「ワンセグ」を視聴するためにはどうすればよいですか？

「ワンセグ」に対応した受信機が必要になります。アナログ放送のみを受信できる受信機では受信することはできません。詳細は携帯電話会社やメーカーへお問合せください。

問36 「ワンセグ」は携帯電話の通話可能エリアであれば見られますか？

「ワンセグ」は地上デジタル放送のサービスの一つであり、携帯電話とは異なる電波を使用していますので、携帯電話の通話エリアと「ワンセグ」の受信可能なエリアは異なります。

また、地上デジタル放送のエリア内であっても、地形や建物などにより電波がさえぎられる場所や電波の弱い場所、トンネル・地下・建物の中など電波が届かない場所では「ワンセグ」が受信できないことがあります。

問37 カーナビのテレビがアナログ放送にしか対応していないのですが、どうすればデジタル放送を見られるようになりますか？

デジタル放送を視聴されるには、地デジ対応のカーナビへの買い替えのほか、カーナビ用のデジタルチューナー製品をお手持ちのアナログチューナー搭載のカーナビに取り付けていただく方法もあります。

多くのカーナビのメーカーが、このようなデジタル放送を視聴可能にするためのカーナビ用のチューナー製品を発売しており、カー用品店等で購入、取り付けができますので、販売店等へお問い合わせください。

その他

問38 アナログテレビの廃棄にかかる費用は国が負担すべきではありませんか？

アナログテレビの廃棄にかかる費用は、廃棄される方のご負担となります。

ブラウン管テレビの場合、家電リサイクル法の対象となるため、各メーカーごとに定められた費用と小売業者の収集、運搬に要する費用が必要となります（現在、小型1,785円、大型2,835円が多い）。

液晶テレビやプラズマテレビなどの薄型テレビは、家電リサイクル法の対象外のため、粗大ゴミ扱いとなりますので、費用はお住まいの地域で異なります。ただし、2009年（平成21年）4月からは、液晶テレビ（携帯テレビ等を除く）、プラズマテレビも対象品目として追加される予定です。

なお、現在ご使用中の地上アナログテレビ放送のテレビでも、デジタルチューナーを使用することにより、地上デジタルテレビ放送を視聴することが可能です。

問39 テレビ局の職員を名乗る人物が自宅にやってきて、「地デジ対応のためのアンテナ工事を行うので、代金を前金で支払ってほしい。」と持ちかけられました。どうすればいいでしょうか？

地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求には十分ご注意ください。

地デジ対応で行政やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、すぐには支払わず、最寄りの総務省総合通信局、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

問40 「テレビ受信者支援センター」はどんなことをやってくれるのですか？受信状況調査やアンテナ取付も行ってくれるのですか？

「テレビ受信者支援センター」は、2008年（平成20年）10月1日に業務を開始しました。テレビ受信者支援センターでは、テレビ受信者の皆様が円滑に地上デジタル放送に移行していただけるよう、デジタル化対応に関する相談対応や支援、調査等、地域に密着した受信者支援を行います。

具体的には、受信施設のデジタル化対応に当たっての技術的・専門的な相談に受信方法等の助言を行うとともに、混信や難視により受信ができない等の場合には、受信状況の調査を行います。調査結果は、相談対応に反映するとともに、放送事業者等の関係機関に対して、対策の検討を要請し、受信環境の改善を促します。

また、地域の広報紙を利用した周知広報や、地域での説明会の開催、テレビ受信者の皆様や共聴施設の管理者・管理会社への訪問説明等を通じて、早期のデジタル化対応の促進を図ります。

なお、アンテナの取り付け等の工事は、センターでは行っていませんので、お近くの電気工事店等にご相談願います。

問41 BSアナログ放送も終了するのですか。

BSアナログ放送も地上アナログ放送と同日の2011年（平成23年）7月24日までに終了します。すでに開始されているBSデジタル放送への移行をお早目にお願います。

詳細につきましては、「BSアナログ放送の終了に係るQ & A」

(URL:http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/bs-analog_syuuryou/faq.html)

をご参照ください。

問42 BSアナログ放送とはどういうものですか。

BSアナログ放送とは、BS（放送衛星）によりアナログ方式で放送されている放送のことです。現在、以下の放送が行われています。

- NHK BS1（BS7チャンネル）
- NHK BS2（BS11チャンネル）
- WOWOW（BS5チャンネル）

NHK BS1、BS2では、番組画面の右上に「アナログ」というロゴが表示されてい

ます。「アナログ」のロゴが表示されていれば、そのチャンネルはアナログ放送です。

問43 デジタルテレビを購入しましたが、今、アナログテレビが見えており、デジタルテレビが見られない地域に住んでいます。この地域では、デジタル放送の中継局の建設が予定されていないと聞いていますが、デジタルテレビを見られるようにするには、どうすればよいのですか。

まず、お客様が現在ご覧頂いているアナログテレビは、どのアナログテレビ中継局を受信しているのかということのご確認が必要です。

「建設予定のないデジタル中継局」が、現在ご覧頂いているアナログテレビ中継局である場合、総務省のホームページ

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/ana-digi.html) に公開されている「アナログ放送中継局に対応するデジタル放送中継局一覧」により、受信が可能と考えられる他のデジタル中継局が閲覧できます。

なお、お客様のお宅で、現実にそのデジタル中継局受信が可能かどうかについては、地域電気店等専門家のお話を聞くことが重要です。その上で、デジタル受信が困難であることが判明した場合は、総務省コールセンターへのお問い合わせをお願いします。

問44 「衛星セーフティネット」とは、何ですか？

1. 地上放送のデジタル化により、2011年（平成23年）7月24までに現在のアナログ放送が終了します。その際に、デジタル放送の受信環境が整わない難視聴世帯が残存することが考えられます。

このような世帯が、アナログ放送が終了する時点で、テレビジョン放送が途絶してしまうことを回避するため、暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を行おうとするものです。

具体的には、お住まいの地域でこれまでご覧頂いていたアナログ放送の放送局に係るデジタル放送がどのような手段を用いても受信するすべがなくなってしまった場合に、受信できなくなった放送局の系列の東京キー局の地上放送（NHKの場合は、NHK東京）を、BSデジタル放送でご覧いただけるよう検討されているところです。

2. 総務省では2010年（平成22年）3月から実施できるように準備を進めているところです。また、利用対象地域については、2009年冬頃を目途に随時お知らせする予定です。

問45 「衛星セーフティネット」は、いつまで実施されるのですか？

開始（2010年3月）から5年間の2014年度末（平成26年度末）までの予定で検討されているところです。

なお、衛星セーフティネットは、地上デジタル放送の難視聴地域に向けて、地上デジタル放送の恒久的な伝達手段（中継局等の無線インフラ、共聴・ケーブルテレビ等の有線イ

ンフラ)が整備されるまでの代替手段として暫定的に実施するものです。総務省としては、この期間内に放送事業者等関係者が恒久的な伝達手段を整備されるよう、デジタル難視聴対策に取り組むこととしております。

(以上)

地上デジタル放送に関するお問い合わせ先

① 地上デジタルテレビ放送全般について

- ◆ 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（地デジコールセンター）
電話：0570-07-0101（平日9：00～21：00、土・日・祝日9：00～18：00）
IP電話などナビダイヤルが繋がらない方は：03-4334-1111
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/whatsnew/digital-broad/index.html
- ◆ 総務省 テレビ受信者支援センター
地デジコールセンターで受信相談を受け付けた後、デジタル移行のための説明を丁寧に行います。
- ◆ 社団法人 デジタル放送推進協会（Dpa）
電話：03-5785-3400（代表）
<http://www.dpa.or.jp/>
- ◆ 総務省情報流通行政局（地上放送課）
〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-5111（代表）
<http://www.soumu.go.jp>

② 地上デジタルテレビ放送視聴可能エリアのめやす・コピー制御について

- ◆ 社団法人 デジタル放送推進協会（Dpa）
電話：03-5785-3400（代表）
<http://www.dpa.or.jp/>

③ 家電困りごと相談センター「デジタル110番」

- ◆ 全国電機商業組合連合会
電話：0570-010186（ナビダイヤル）
<http://www.zds.or.jp/guest/zds/digital110.html>

④ 共同受信施設についての相談

- ◆ 社団法人 日本CATV技術協会（JCTEA）
電話：0570-064-155（ナビダイヤル）
<http://www.catv.or.jp/jctea/index.html>

⑤ ケーブルテレビに関する相談

- ◆ 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟（JCTA）

電話：03-3490-3830（お客様相談窓口）（平日（土・日・祝を除く）9：30～17：00）
<http://www.catv-jcta.jp/index.php>

⑥ 地上デジタルテレビ放送中継局開局ロードマップ

- ◆ 地上デジタル推進全国会議
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/dtv/zenkoku/index.html

⑦ テレビの出荷台数などの統計

- ◆ 社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）
<http://www.jeita.or.jp/japanese/>

⑧ B-CASについて

- ◆ 株式会社 ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ
B-CASカスタマーセンター
電話：0570-000250（10：00～20：00）
IP電話などナビダイヤルがつかない方は：045-680-2868
<http://www.b-cas.co.jp/>

⑨ DVD録画に関して

- ◆ 社団法人 日本記録メディア工業会（JRIA）
<http://www.jria.org/>

⑩ BSアナログ放送について

<NHK及びWOWOWのお問い合わせ先>

- ◆ NHKアナログ放送終了お問い合わせセンター
電話：0570-07-2011（ナビダイヤル）
電話：03-4334-1455（IP電話の方）
平日 9時～18時 ※土日祝休み
- ◆ WOWOWカスタマーセンター
電話：0120-580-807（フリーダイヤル）
電話：045-683-8080（PHS、IP電話の方）
9：00～20：00（年中無休）

<BSアナログ放送の終了、BSデジタル放送に関する詳しい情報>

- ◆ BSデジタル放送お問い合わせセンター
電話：0570-01-2011（ナビダイヤル）
IP電話などナビダイヤルがつかない方は：045-345-4080
平日9：00～21：00、土曜・日曜・祝日9：00～18：00